

相模原市産業集積促進条例の改正(案)の概要について

1 改正の趣旨

本市は、企業立地等の促進、市民の雇用機会の創出及び拡大並びに工業用地の保全活用を目的として、相模原市産業集積促進条例(平成17年相模原市条例第56号。以下「条例」という。)を制定し、様々な奨励措置を設けて、戦略的な企業誘致を進めてきました。

現在のところ、条例の適用期間は令和7年3月31日までとしていますが、引き続き、成長産業の更なる集積や製造業等による大規模産業用地の積極活用等による戦略的な企業誘致が必要であることから、当該適用期間を延長するとともに、社会経済情勢の変化に対応した奨励措置とするために、条例を改正するものです。

2 主な改正等の内容

(1) リーディング産業の分野の継続

本市経済をけん引し、強固な産業集積基盤の形成を更に推し進めるリーディング産業について、さがみロボット産業特区として位置付けられていることや、JAXA相模原キャンパスをはじめとした地域資源との親和性、本市の産業構造や成長産業としての将来性等を踏まえ、アクセラレーションプログラムやイノベーション創出促進事業と連携した更なる企業誘致を行うため、ロボット産業及び航空宇宙産業の2つを継続します。

(2) 奨励措置を受けるための要件の追加等

ア 大規模産業用地に製造業等の立地を促す要件の追加

大規模製造事業所の移転・撤退後の跡地及び新たなまちづくりにより創出された産業用地に製造業等の立地を促すため、30,000㎡以上の土地を取得し、製造業等で工場等の用に供する者に対し、土地又は家屋に係る投下資本額の20%の奨励措置を追加します。

イ 工業用地継承奨励金の廃止

アに伴い、土地を売却した者に対して交付する工業用地継承奨励金を廃止します。

(3) 社会経済情勢の変化に対する機動力の向上

条例で定めている雇用奨励金の算定基準及び限度額について、投下資本額を基準に算定している他の奨励金等と異なることから規則に委任し、物価高騰などの社会経済情勢の変化に対する機動力の向上を図ります。

(4) 新たな制度の検討を見据えた条例の適用期間

本市を取り巻く社会経済情勢が大きな変革期を迎える中、これまでの産業集積促進方策の在り方に加え、リニア駅周辺をはじめとしたまちづくりや、これからの社会にふさわしい新たな企業誘致施策を含む産業政策全体の検討を行うことを見据え、条例の適用期間を令和9年3月31日までの2年間とします。

3 今後のスケジュール

令和6年12月15日から	パブリックコメント(意見募集)の実施
令和7年1月21日まで	
2月	市議会3月定例会議に改正条例案を提出
4月1日	改正条例の施行